



# 備讃瀬戸海上交通センター 利用の手引き



## 備讃瀬戸海上交通センター

住所：〒769-0200 香川県綾歌郡宇多津町青の山 3810-2

電話：0877-49-3366

URL：<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/>



# 備讃瀬戸海上交通センター利用の手引き

## (目次)

I	はじめに	1
II	備讃瀬戸海上交通センターの業務概要	1
III	適用される主要航行ルール	2
IV	通信	6
	1 通信チャンネル	
	2 通信言語	
V	航海計画及び船位通報	6
	1 航路通報（前日正午まで）	
	2 航路通報（3時間前まで）	
	3 巨大船等に対する指示	
	4 位置通報	
	5 情報提供可能海域と船舶交通流の監視	
VI	VHF無線電話による情報提供（情報、警告）、勧告及び指示	10
	1 通信符号	
	2 情報提供可能海域における情報提供	
	3 情報の聴取義務	
	4 勧告	
	5 指示	
VII	その他の情報提供	13
	1 船舶自動識別装置（AIS）	
	2 ラジオ放送	
	3 電話	
	4 インターネット・ホームページ	
VIII	航路管制信号所	14
	1 信号所の名称及び位置	
	2 信号の意味	

# 備讃瀬戸海上交通センター利用の手引き

## I はじめに

備讃瀬戸海上交通センターは、備讃瀬戸海域における船舶交通の安全性及び効率性を向上させることを任務とし、海上保安庁が設置し運用しています。本利用の手引きは、備讃瀬戸海上交通センターが船舶に対して提供している業務を概説するとともに、備讃瀬戸海域を航行する際の主要注意事項についてできる限りわかりやすく説明することにより、船舶の航行の安全に寄与することを目的としています。備讃瀬戸海域を通航する船舶は、本利用の手引きを船橋に常備することにより参考資料として活用をお願いします。

なお、これら備讃瀬戸海上交通センターの業務は、以下の法令等に基づき行っています。正確な法令の適用関係については、これらの法令等を参照して下さい。

- 航路標識法
- 海上交通安全法
- 海上交通安全法施行令
- 海上交通安全法施行規則
- 海上交通安全法第25条第2項の規定に基づく経路の指定に関する告示（平成22年海上保安庁告示第92号）
- 海上交通安全法施行規則第6条第4項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示（平成22年海上保安庁告示第95号）
- 巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示（昭和48年海上保安庁告示第109号）
- 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示（昭和51年海上保安庁告示第29号）
- 進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示（昭和51年海上保安庁告示第76号）
- 港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示（平成22年海上保安庁告示第163号）
- 備讃瀬戸海上交通センターが運用する青ノ山船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成22年海上保安庁告示第168号）

## II 備讃瀬戸海上交通センターの業務概要

備讃瀬戸海上交通センター（以下「センター」という。）は、

- ① レーダー、テレビカメラ及び船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）からのデータ並びに船舶とのVHF無線電話による通信により、船舶交通に関する情報を収集、把握、監視し、

- ② 船舶に対し安全のために必要な情報を提供し、
  - ③ 危険防止等のため必要な場合には船舶に対し勧告を行うとともに、
  - ④ 視界制限状態等海上交通安全法で定める場合には船舶に対し航路外での待機、航路入航予定時刻の変更等を指示することにより、
- 備讃瀬戸海域における船舶交通の安全を図っています。

また、VHF無線電話以外には、ラジオ放送、テレホンサービス及びインターネット・ホームページにより備讃瀬戸海域の航行援助情報を提供しています。

### Ⅲ 適用される主要航行ルール

備讃瀬戸海域における航路の設定及び航行ルールについては、地域ルールとしての海上交通安全法及びこれに基づく政省令・告示が適用され、これらにより定められていない部分については基本航行ルールである海上衝突予防法が適用となります。備讃瀬戸海域においては6つの航路が設定されており、概略は、下図のとおりです。



備讃瀬戸海域において適用となる海上交通安全法に基づく主要航行ルールの概要を以下に示します。

なお、詳細は海上交通安全法及びこれに基づく政省令等を参照して下さい。

#### ① 航路航行義務

長さ50m以上の船舶は、航路が設定されている海域を航行する場合には、それぞれの航路を、これに沿って航行しなければなりません。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りではありません。

#### ② 避航等

- i 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければなりません。この場合において、海上衝突予防法第9条第2項、第12条第

1 項、第 1 3 条第 1 項、第 1 4 条第 1 項、第 1 5 条第 1 項前段及び第 1 8 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用されません。

- ii 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、若しくは航路をこれに沿わないで航行している漁ろう船等又は航路で停留している船舶は、航路をこれに沿って航行している巨大船（長さ 200 m 以上の船舶をいう。）と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。この場合において海上衝突予防法第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 1 3 条第 1 項、第 1 4 条第 1 項、第 1 5 条第 1 項前段並びに第 1 8 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。

③ 備讃瀬戸海域各航路の基本的通航方法

- i 備讃瀬戸東航路  
航路の中央から右側航行
- ii 宇高東航路  
北航のみ通航
- iii 宇高西航路  
南航のみ通航
- iv 備讃瀬戸北航路  
西航のみ通航
- v 備讃瀬戸南航路  
東航のみ通航
- vi 水島航路  
できる限り中央から右寄り航行

④ 宇高東航路・宇高西航路と備讃瀬戸東航路交差部の特別航法

- i 備讃瀬戸東航路航行巨大船の宇高東・宇高西航路航行船に対する優先

宇高東航路又は宇高西航路をこれに沿って航行している船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。この場合において、海上衝突予防法第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 1 5 条第 1 項前段並びに第 1 8 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。

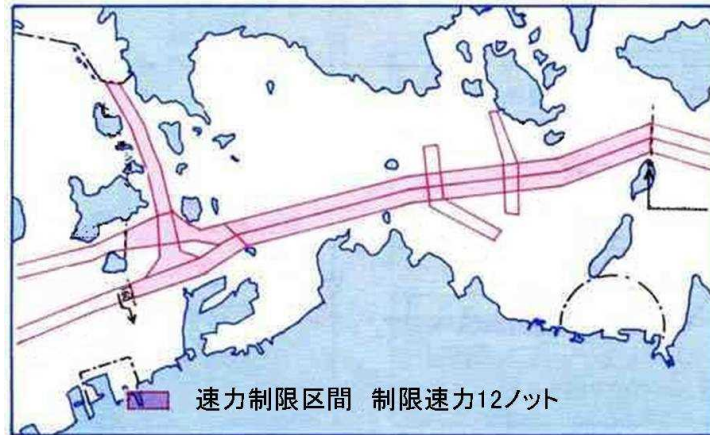
- ii 備讃瀬戸東航路と宇高東・宇高西航路との間を出入りしようとする巨大船の優先

航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸東航路から宇高東航路に入ろうとしており、又は宇高西航路から備讃瀬戸東航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。この場合において、前

- 記② i 並びに海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに第18条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。
- ⑤ 備讃瀬戸北航路・備讃瀬戸南航路と水島航路交差部の特別航法
- i 備讃瀬戸北航路航行船の水島航路航行船に対する優先  
水島航路をこれに沿って航行している船舶（巨大船及び漁ろう船等を除く。）は、備讃瀬戸北航路を航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければなりません。この場合において、海上衝突予防法第9条第2項、第12条第1項、第15条第1項前段及び第18条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用されません。
- ii 備讃瀬戸北航路航行巨大船の水島航路航行漁ろう船等に対する優先  
水島航路を航行している漁ろう船等は、備讃瀬戸北航路を航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。この場合において、海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第15条第1項前段及び第18条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。
- iii 水島航路航行巨大船の備讃瀬戸北航路航行船（巨大船を除く。）に対する優先  
備讃瀬戸北航路を航行している船舶（巨大船を除く。）は、水島航路を航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。この場合において、海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第15条第1項前段並びに第18条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。
- iv 備讃瀬戸北航路・備讃瀬戸南航路と水島航路との間を出入りしようとする巨大船の優先  
航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸北航路若しくは備讃瀬戸南航路から水島航路に入ろうとしており、又は水島航路から備讃瀬戸北航路若しくは備讃瀬戸南航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。この場合において、前記② i 並びに海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに第18条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。
- ⑥ 速力の制限  
水島航路の全区間、備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路及び備讃瀬戸南

航路の一部区間においては、航路横断船舶を除き12ノットを超える速度で航行してはなりません。（下図参照）

ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りではありません。



⑦ A I Sによる目的地情報の送信

船舶（A I Sを搭載しているもの）は、備讃瀬戸海域の各航路を航行している間、進路を他の船舶に知らせるため、仕向港を示す記号をA I Sの目的地に関する情報として送信していなければなりません。仕向地を示す記号等は、資料1を参照して下さい。

⑧ 信号による進路の表示

総トン数100トン以上の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出ようとするとき等において、昼間は国際信号旗を表示することにより、夜間は汽笛を吹鳴することにより、進路を他の船舶に知らせなければなりません。表示すべき国際信号旗等については、資料2を参照して下さい。

⑨ 巨大船等の灯火

巨大船及び危険物積載船は、航行し、停留し、又は錨泊しているときは、次の灯火又は標識を表示しなければなりません。

i 巨大船の灯火等

a 夜間に表示する灯火

少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分180回以上200回以下の閃光を発する緑色の全周灯1個

b 昼間に表示する標識

直径が0.6m以上であり、高さが直径の2倍である黒色の円筒形の形象物2個で1.5m以上隔てて垂直線上に連掲されたもの

ii 危険物積載船の灯火等

a 夜間に表示する灯火

少なくとも2海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分120回以上140回以下の閃光を発する紅色の全周灯1個

b 昼間に表示する標識

縦に上から国際信号旗の第一代表旗及びB旗

#### IV 通信

##### 1 通信チャンネル

センターとの通信を行う場合のチャンネルは次のとおりです。センターでは16ch及び13chを常時聴取しています。VHF無線電話を装備する船舶にあっては、センターの情報提供可能海域内航行中16ch及び13chの聴取をお願いします。

16ch：呼び出し及び応答

13ch：呼び出し及び通信

14ch及び66ch：通信

##### 2 通信言語

日本語又は英語

#### V 航海計画及び船位通報

##### 1 航路通報（前日正午まで）

###### ① 通報義務船舶

海上交通安全法の規定に基づき、以下に掲げる船舶は、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路又は水島航路を通航する前日正午までに、②に掲げる事項をセンターに通報しなければなりません。また、通報した事項に変更があった場合には、それぞれの航路入航予定時刻の3時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があったときは、直ちに、その旨を通報しなければなりません。

a 巨大船

b 巨大船以外であって長さ160m以上の船舶

c 総トン数2万5千トン以上の液化ガス積載船

d 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が200m以上であるもの

###### ② 通報事項

a 船名、総トン数、長さ

b 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻

c 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局を有する場合に限る。）

d 海上保安庁との連絡手段（船舶局のない船舶に限る。）

e 仕向港

f 喫水（巨大船に限る。）

g 積載している危険物の種類及び種類ごとの数量（危険物積載船に



限る。)

- h 引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要（前記① dの船舶に限る。）

③ 通報先・手段

i 通報先

備讃瀬戸海上交通センター

ii 通報手段

a 書面による場合

通報様式に記入し、海上保安庁の事務所に持参し、又はセンターまで直接郵送して下さい。

〒769-0200 香川県綾歌郡宇多津町青の山3810-2

b 電話による場合

0877-49-2220 又は 0877-49-2221

c 電子メールによる場合

詳しくは備讃瀬戸海上交通センターにお問い合わせください。

d 無線通信による場合

センターの通信エリア内であれば「びさんマーチス」に対し、VHF無線電話16ch又は13chで連絡して下さい。

エリア外であれば海上保安庁の海岸局（「ひろしまほあん」又は「こうべほあん」）に対し連絡して下さい。

周波数：156.8MHz（16ch）、2189.5kHz

e NACCSによる場合

<https://www.naccs.jp/>

2 航路通報（3時間前まで）

① 通報義務船舶

海上交通安全法の規定に基づき、以下に掲げる船舶は、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路又は水島航路入航予定時刻の3時間前までに、②に掲げる事項をセンターに通報しなければなりません。また、通報した事項に変更があった場合には、直ちに、その旨を通報しなければなりません。

- i 危険物積載船（以下の船舶をいう。）であって前記1①に掲げる船舶を除くもの。

a 火薬類を一定数量以上積載する総トン数300トン以上の船舶

b ばら積みの引火性高圧ガスを積載する総トン数1000トン以上の船舶

c ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数1000トン以上の船舶

- d 200トン以上の有機過酸化物を積載する総トン数300トン以上の船舶
- ii 水島航路を航行しようとする長さ70m以上160m未満の船舶
- ② 通報事項
  - a 船名、総トン数、長さ
  - b 航行しようとする航路の区間、航路入航予定時刻、航路出航予定時刻
  - c 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局を有する場合に限る。）
  - d 海上保安庁との連絡手段（船舶局のない船舶に限る。）
  - e 仕向港
  - f 積載している危険物の種類及び種類ごとの数量
- ③ 通報先・手段
  - i 通報先  
備讃瀬戸海上交通センター
  - ii 通報手段
    - a 書面による場合  
通報様式に記入し、海上保安庁の事務所に持参し、又はセンターまで直接郵送して下さい。  
〒769-0200 香川県綾歌郡宇多津町青の山3810-2
    - b 電話による場合  
0877-49-2220 又は 0877-49-2221
    - c 電子メールによる場合  
詳しくは備讃瀬戸海上交通センターにお問い合わせください。
    - d 無線通信による場合  
センターの通信エリア内であれば「びさんマーチス」に対し、VHF無線電話16ch又は13chで連絡して下さい。  
エリア外であれば海上保安庁の海岸局（「ひろしまほあん」又は「こうべほあん」）に対し連絡して下さい。  
周波数：156.8MHz（16ch）、2189.5kHz
    - e NACCSによる場合  
<https://www.naccs.jp/>

### 3 巨大船等に対する指示

#### ① 巨大船等に対し指示する事項

海上交通安全法の規定に基づき、センターは、前記1及び2により航路通報を行った船舶（以下「巨大船等」という。）の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船等の船長に対し、以下の事項について指示を行うことがあります。

- a 航路入航予定時刻の変更

- b 航路を航行する速力
- c 航路入航予定時刻の3時間前から航路出航までの間におけるVHF無線電話16c hの聴取によるセンターとの連絡保持
- d 巨大船にあっては、余裕水深の保持
- e 長さ250m以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船にあっては、進路を警戒する船舶の配備
- f 巨大船又は危険物積載船にあっては、航行を補助する船舶の配備
- g 危険物積載船であって総トン数5万トン(液化ガス積載船にあっては2万5千トン)以上のものにあっては、消防設備を備えている船舶の配備
- h 長大物件えい航船等(船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であって、当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が200m以上であるものをいう。以下同じ。)にあっては、側方を警戒する船舶の配備
- i その他巨大船等の運航に関し必要と認められる事項

② 指示の方法

無線通信、電話、電子メール、NACCS又は書面の手交により行いません。

③ 進路を警戒する船舶等の基準

前記① e、g及びhの進路を警戒する船舶等の基準については、「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶又は側方を警戒する船舶の配備を指示する場合における指示の内容に関する基準を定める告示」(昭和51年海上保安庁告示第29号)及び「進路を警戒する船舶、消防設備を備えている船舶及び側方を警戒する船舶の指定に関する告示」(昭和51年海上保安庁告示第76号)を参照して下さい。

#### 4 位置通報

第六管区海上保安本部長による指導に基づき、次の船舶は、以下によりセンターあてに位置通報を行ってください。

- a 長さ50m以上の船舶(総トン数300トン未満の船舶及びAISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。)
- b 長さ100m以上の物件えい航船等(AISを搭載し、適切に運用している船舶を除く。)

① 通報時期

最初に位置通報ライン(別図1参照)を通過したとき

② 通報事項

- a 船名及び呼出符号
- b 現在位置又は通報した位置通報ラインの略称及び通過時刻
- c 行き先

③ 通報方法

i VHF無線電話

a 呼び出し名称：びさんマーチス

b 呼び出しチャンネル：16ch又は13ch

ii 電話

0877-49-2220

0877-49-2221

5 情報提供可能海域と船舶交通流の監視

センターの情報提供可能海域は、別図1のとおりです。センターでは、当該海域内を航行する船舶をレーダー情報、AIS情報、位置通報情報、テレビカメラ等により把握し、監視します。

## VI VHF無線電話による情報提供（情報、警告）、勧告及び指示

1 通信符号

センターがVHF無線電話により情報提供（情報、警告）、勧告及び指示を行う場合、できる限り通信の始め又は通信文中の該当する部分に、以下に掲げる通信符号（「情報」、「警告」、「勧告」、「指示」）を冠し、情報提供等の趣旨を明確にします。通信符号の使用は、国際海事機関が定める標準海事通信用語集の記述に則ったものであり、それぞれの意味等は以下のとおりです。

① 「情報」（「INFORMATION」）

センターがレーダー等により観測した事実、海域の状況等航行の参考となる情報を通知することを意味し、当該情報をどのように活用するかは、操船者の判断に委ねられる。

② 「警告」（「WARNING」）

船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象について通知することを意味し、操船者は当該危険事象に直ちに注意を払うべきであり、どのように対処するかは操船者の判断に委ねられる。

③ 「勧告」（「ADVICE」）

海上交通安全法の規定に基づき、航路等における交通方法を遵守するため又は船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を回避するために進路の変更その他必要な措置を講ずべきことを通知することを意味し、操船者は当該勧告を慎重に考慮し操船を行うべきであり、どのように対処するかは最終判断は操船者に委ねられる。

④ 「指示」（「INSTRUCTION」）

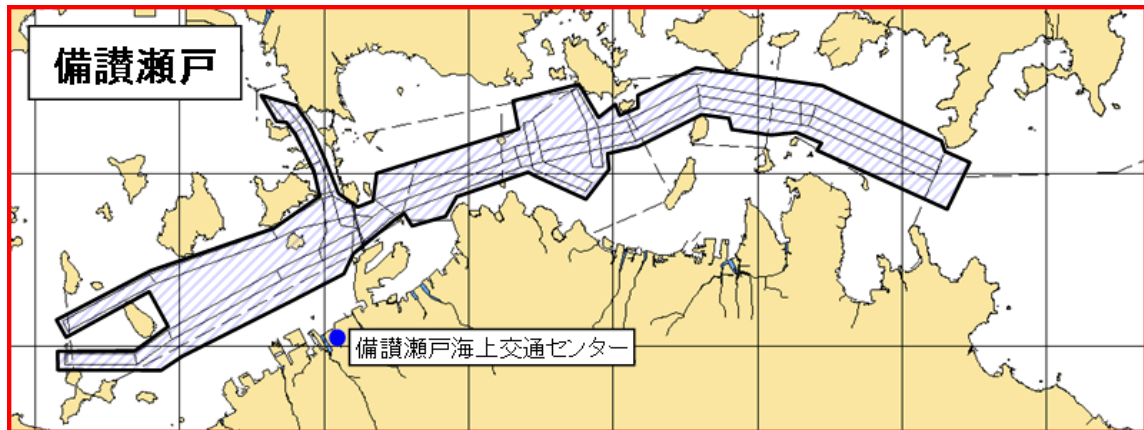
海上交通安全法の規定に基づき、船舶に対し行動を求めることを意味し、操船者は安全上の問題がない限り当該指示に従わなければならない。

## 2 情報提供可能海域における情報提供

センターは、情報提供可能海域内において次に掲げる情報を提供します。

- ① 長さ50m以上の船舶であって情報の聴取義務海域（以下「聴取義務海域」という。）（下図）を航行するもの（以下「特定船舶」という。）に対する次の情報（通信符号「情報」又は「警告」）

### 聴取義務海域



- a 聴取義務海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
  - b 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であって、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
  - c 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
  - d 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であって、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
  - e 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
  - f 上記のほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報
- ② 準特定船舶（特定船舶以外の船舶であって、AISを備えた船舶をいう。）に対する①に準ずる情報（通信符号「情報」又は「警告」）
  - ③ 必要と認める特定船舶又は準特定船舶に対する、又は当該船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）
  - ④ 必要と認める特定船舶及び準特定船舶以外の船舶に対する、又は当該船舶からの依頼に基づく航行の安全上必要な情報（通信符号「情報」）

## 3 情報の聴取義務

海上交通安全法の規定に基づき、特定船舶（VHF無線電話を搭載していない船舶を除く。）は聴取義務海域を航行している間、聴取が困難な場合を除き、センターがVHF無線電話により提供する情報を聴取しなければなりません。

#### 4 勧告（通信符号「勧告」）

##### ① 勧告の発出

センターは、海上交通安全法の規定に基づき、聴取義務海域を航行している特定船舶が、各航路において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれ、その他当該特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することがあります。

なお、勧告はVHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。

##### ② 勧告を受けた船舶の対応

勧告を受けた船舶は、当該勧告の内容を十分考慮し、自船の周囲の状況を実に把握し、他の危険な状況がないかどうかを判断した上で、交通方法の遵守又は危険回避のためにとるべき措置を決定してください。

##### ③ 勧告に基づき講じた措置についての報告聴取

センターは、必要があると認めるときは、勧告を受けた船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることがあります。

#### 5 指示（通信符号「指示」）

##### ① 巨大船等に対する指示

センターは、情報提供可能海域内において、前記V3に述べた指示をVHF無線電話により行うことがあります。

##### ② 航路外での待機の指示

###### i 視界低下時における指示

センターは、海上交通安全法の規定に基づき、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路又は水島航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため、以下に定める場合毎に定める船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間、航路外で待機すべき旨を指示することがあります。

なお、指示は、VHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。

###### a 視程が1000mを超え2000m以下の場合

巨大船、危険物積載船であって総トン数5万トン（液化ガス積載

- 船にあっては2万5千トン)以上のもの及び長大物件えい航船等
- b 視程が1000m以下の場合
    - 長さ160m以上の船舶、危険物積載船及び長大物件えい航船等
  - ii 水島航路における巨大船との行き会いを防止するための指示
    - センターは、海上交通安全法の規定に基づき、水島航路内において巨大船と長さ70m以上の船舶(巨大船を除く。)(以下「準巨大船」という。)が行き会うことが予想される場合には、当該準巨大船に対し、必要な間、航路外で待機すべき旨を指示することができます。
    - なお、指示は、VHF無線電話に加え電話等により行うことがあります。
    - また、当該待機指示については、水島航路西ノ崎管制信号所及び水島航路三ツ子島管制信号所において電光表示板により表示します。
  - iii 指示を受けた船舶の対応
    - 当該指示を受けた船舶は指示の終了の連絡があるまで当該指示に従い航路外で待機して下さい。

## VII その他の情報提供

### 1 船舶自動識別装置(AIS)

センターでは、AISの通信機能を活用しAISサービスエリア内を航行する船舶に対し、備讃瀬戸海域における安全航行に必要な情報(海難の情報、航行制限の情報、通航船舶の動静、気象状況、航路標識の異常、操業漁船の状況等)を随時提供します。

また、AISサービスエリア内において、浅瀬に向かって航行している場合等、船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を認知した場合に、当該危険事象に関する情報を随時提供します。

### 2 ラジオ放送

以下のスケジュール及び周波数にて、大型船等の航路入航予定・気象・海象・潮流等の情報について放送を行います。

なお、船舶の衝突事故等緊急に通報する事項等が発生した場合は随時臨時放送を行います。

#### ① 日本語放送

##### i 時間

毎時00分及び30分から各15分間

##### ii 周波数

1651kHz

#### ② 英語放送

##### i 時間

毎時15分及び45分から各15分間

##### ii 周波数

2019kHz

3 電話

気象情報：0877-49-1041

4 インターネット・ホームページ

インターネット・ホームページにて各種情報を閲覧することができます。

URL：https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/

## Ⅷ 航路管制信号所

1 信号所の名称及び位置

前記Ⅵ5②iiの管制信号所の名称及び位置は、次のとおりです。

① 水島航路西ノ埼管制信号所

北緯34度26分09秒

東経133度47分12秒

② 水島航路三ツ子島管制信号所

北緯34度22分19秒

東経133度49分23秒

及び

北緯34度22分18秒

東経133度49分21秒

2 信号の意味

「N」：水島航路を南の方向に航行しようとする長さ70m以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならない。

「S」：水島航路を北の方向に航行しようとする長さ70m以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならない。